

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第八号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条・第一条の二） 第二章 免許 第一節 二級建築士又は木造建築士の免許（第二条 第十三条の二） 第二節 広島県指定登録機関（第十三条の三 第十三条の十三） 第三章 試験 第一節 二級建築士試験及び木造建築士試験（第十四条 第十七条） 第二節 広島県指定試験機関（第十八条 第二十六条） 附則 第一章 総則 第一条（略）	第一条（略）
（定義） 第一条の二 この規則において「広島県指定登録機関」とは、法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者をいう。 2 この規則において「広島県指定試験機関」とは、法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者をいう。 3 この規則において「免許証」とは、法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証（他の都道府県知事が交付するものを除く。）をいう。 4 この規則において「免許証明書」とは、法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項に規定する二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（広島県指定登録機関が交付するものに限る。）をいう。 5 この規則において「免許証等」とは、免許証又は免許証明書をいう。	
第二章 免許	

第一節 二級建築士又は木造建築士の  
免許

(免許の申請)

第二条 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免許申請書に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて知事に提出しなければならない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は広島県指定試験機関(他の都道府県知事が施行した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者にあつては、当該都道府県知事又は法第十五条の六第一項の規定により当該都道府県知事が指定する者)が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

21

前項各号に掲げる書類のほか、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、次の各号のいずれかに掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を前項の免許申請書に添えなければならない。ただし、第十五条第一項の規定により同項各号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を広島県指定試験機関に提出した場合で、前項の免許申請書に記載された学歴、建築実務の経験その他の事項(以下この項において「学歴等」という。)に係る内容の全部又は一部が当該提出書類に記載された学歴等に係る内容と同一であるときは、当該同一の学歴等を証するものを前項の免許申請書に添えることを要しない。

一 法第四条第四項第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、同号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(当該科目を修めて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、当該科目を修めて修了したこと。)を証する証明書

二 法第四条第四項第二号に該当する者にあつては、次のイからハまでに掲げる書類

イ 同号に掲げる学校において、同号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書

ロ 建築実務の経験を記載した書類(以下「実務経歴書」という。)

ハ 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類(以下「実務経

(免許の申請)

第二条 法第四条第二項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

「歴証明書」という。）

三 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、当該基準に適合することを証するに足る書類

四 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

五 法第四条第四項第四号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

3| 前項第二号又は第五号の規定により第一項の免許申請書に添付する実務経歴書及び実務経歴証明書は、それぞれ別記様式第一号の二及び別記様式第一号の三によつて作成しなければならない。

4| 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免許申請書に第一項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

5| 第一項及び前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

（免許）

第四条 知事は、第二条第一項又は第四項の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、遅滞なく法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録し、かつ、申請者にそれぞれ別記様式第二号による二級建築士免許証又は別記様式第二号の二による木造建築士免許証を交付する。

2 (略)

（登録事項）

第五条 二級建築士名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

「歴証明書」という。）

三 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、当該基準に適合することを証するに足る書類

四 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

五 法第四条第四項第四号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

3| 前項第二号又は第五号の規定により第一項の免許申請書に添付する実務経歴書及び実務経歴証明書は、それぞれ別記様式第一号の二及び別記様式第一号の三によつて作成しなければならない。

4| 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免許申請書に第一項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

5| 前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

（免許）

第四条 知事は、第二条の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、遅滞なく法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者にそれぞれ別記様式第二号による二級建築士免許証又は別記様式第二号の二による木造建築士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

2 (略)

（登録事項）

第五条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)  
三 二級建築士試験合格の年月及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

四 (略)  
五 法第二十二條の二第二号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 (略)

2 木造建築士名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項
- 二 法第二十二條の二第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
- 三 木造建築士試験合格の年月及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

(登録事項の変更)

第六條 二級建築士又は木造建築士は、前條第一項第二号又は第二項第一号(氏名、生年月日及び性別に限る。)に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、別記様式第二号の三による登録事項変更届出書によつて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、二級建築士名簿又は木造建築士名簿を訂正する。

(免許証の書換え交付)

第六條の二 二級建築士又は木造建築士は、前條第一項の規定による届出をする場合において、免許証等に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五條第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書に免許証等を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて申請者に交付する。

(登録の抹消)

第十二條 知事は、免許を取り消した場合又は第十條第一項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その二級建築士名簿又は木造

一・二 (略)  
三 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

四 (略)  
五 法第二十二條の二第二号及び第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 (略)

(登録事項の変更)

第六條 二級建築士又は木造建築士は、前條第二号に定める登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、別記様式第二号の三による登録事項変更届出書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

(免許証の書換え交付)

第六條の二 二級建築士又は木造建築士は、前條第一項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五條第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書(以下「免許証等」という。)を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項及び法第五條第三項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて申請者に交付する。

(登録の抹消)

第十二條 知事は、免許を取り消した場合又は第十條第一項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年

建築士名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した二級建築士名簿又は木造建築士名簿を、抹消した日から五年間保存する。

(広島県指定登録機関が事務を行う場合の規定の適用)

第十三条の二 広島県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第二条(第二項及び第五項を除く。)、第四条、第六条、第六条の二、第九条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項第二号を除く。)中「知事」とあるのは「広島県指定登録機関」と、第一条第一項及び第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第一号(広島県指定登録機関がこれと異なる様式を定めたときは、当該様式)」と、同条第三項中「別記様式第一号の二及び別記様式第一号の三」とあるのは「別記様式第一号の二及び別記様式第一号の三(広島県指定登録機関がこれらと異なる様式を定めたときは、当該各様式)」と、第四条第一項中「別記様式第二号による二級建築士免許証又は別記様式第二号の二による木造建築士免許証」とあるのは「免許証明書」と、第六条第一項中「別記様式第二号の三」とあるのは「別記様式第二号の三(広島県指定登録機関がこれと異なる様式を定めたときは、当該様式)」と、第六条の二の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第六条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書の書換え交付申請書」と、同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第十二条第一項中「免許を取り消した場合又は第十条第一項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十三条の十一の規定により第十条第一項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

## 第二節 広島県指定登録機関

月日を記載する。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を抹消した日から五年間保存する。

(名簿の閲覧)

第十三条の二 知事は、法第六条第二項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

(指定の申請)  
第十三条の三 (略)

一 (略)  
二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 (略)  
2 (略)

(名称等の変更の届出)  
第十三条の四 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

(登録状況の報告)  
第十三条の八 (略)

一 (略)  
二 当該四半期における各月ごとの二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 (略)

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 (略)

(不正登録者の報告)  
第十三条の九 (略)

一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項  
二 (略)

(広島県指定登録機関への書類の交付)  
第十三条の十一 (略)

一・二 (略)  
三 第二十四条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項に規定する添付書類に記載された事項

2 | 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。  
一 知事の使用に係る電子計算機と広島県指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、広島県指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイ

(指定の申請)  
第十三条の三 (略)

一 (略)  
二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 (略)  
2 (略)

(名称等の変更の届出)  
第十三条の四 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者(以下「広島県指定登録機関」という。)は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。  
一―三 (略)

(登録状況の報告)  
第十三条の八 (略)

一 (略)  
二 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 (略)

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 (略)

(不正登録者の報告)  
第十三条の九 (略)

一 当該二級建築士又は木造建築士等に係る登録事項  
二 (略)

(広島県指定登録機関への書類の交付)  
第十三条の十一 (略)

一・二 (略)  
三 第二十四条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

ルに情報を記録したものを広島県指定登録  
機関に交付する方法

第十三条の十三 (略)

第十三条の十三 (略)

(規定の適用)  
第十三条の十四 広島県指定登録機関が法第十  
条の二十第一項の規定により二級建築士等登  
録事務を行う場合における第二条第一項、第  
四条、第六条、第六条の二、第九条、第十二  
条及び第十三条の二の規定の適用については、  
これらの規定(第一条第一項を除く。)中「  
知事」とあるのは「広島県指定登録機関」と、  
第二条第一項中「別記様式第一号による免許  
申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書  
又は木造建築士免許申請書」と、「知事」と  
あるのは「広島県指定登録機関(第十三条の  
四に規定する広島県指定登録機関をいう。以  
下同じ。)」と、第四条第一項中「別記様式  
第二号による二級建築士免許証又は別記様式  
第二号の二による木造建築士免許証(以下「  
免許証」という。)」とあるのは「二級建築  
士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、  
第六条第一項中「別記様式第二号の三による  
登録事項変更届出書」とあるのは「登録事項  
変更届出書」と、第六条の二の見出し及び同  
条第三項並びに第九条の見出し及び同条第二  
項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、  
第六条の二第二項中「免許証又は」とあるのは  
「二級建築士免許証若しくは木造建築士免  
許証(以下「免許証」という。))又は」と、  
「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証  
明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第  
五条第三項の規定により免許証」とあるのは  
「法第十条の二十一の規定により読み替えて  
適用される法第五条第三項の規定により免許  
証明書」と、「別記様式第二号の四による免  
許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証  
明書書換え交付申請書」と、第九条第一項中  
「別記様式第四号による免許証再交付申請書  
」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、  
同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは  
「免許証明書の再交付」と、第十二条第一項  
中「免許を取り消した場合又は第十条第一項  
の届出があつた場合」とあるのは「知事が免  
許を取り消した場合又は第十三条の十一の規  
定により第十条第一項の規定による届出に係  
る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、  
第十三条の二第二項中「法第六条第二項  
」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規  
定により読み替えて適用される法第六条第二  
項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「  
公示」とする。

第一節 二級建築士試験及び木造建築士試験

(二級建築士試験の科目及び方法)  
第十四条 二級建築士試験は、省令第十三条第一項に規定する基準に従い、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 (略)

一 建築構造 (構造計算及び建築材料を含む。)

三・四 (略)

4 学科の試験に合格した者 (他の都道府県知事が施行した二級建築士試験において学科の試験に合格した者を含む。) については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験 (以下この項において「学科合格試験」という。) に引き続いて行われる次の四回の二級建築士試験のうち二回 (学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては三回とし、他の都道府県知事が施行する二級建築士試験において学科の試験を免除されたことがある場合においては、これらの回数からその免除された回数を減じた回数) の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、第十五条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

(木造建築士試験の科目及び方法)

第十四条の二 木造建築士試験は、省令第十三条の二第一項に規定する基準に従い、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、木造建築士試験について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「構造計算及び建築材料」とあるのは「建築材料」と、同条第四項中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と読み替えるものとする。

(試験の科目及び方法)

第十四条 法第十三条の規定により知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験 (以下「試験」という。) は、それぞれ二級建築士試験にあつては省令第十三条第一項に、木造建築士試験にあつては省令第十三条の二第一項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図 (仕様書の作成を含む。以下同じ。) について、筆記試験により行う。

2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 (略)

一 建築構造 (二級建築士試験にあつては構造計算及び建築材料を含む、木造建築士試験にあつては建築材料を含む。)

三・四 (略)

4 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した試験に引き続いて行われる次の二回の試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、次条第一項の規定による受験の申込みにあつては同項の受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して、同条第二項の規定による受験の申込みにあつては法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者 (以下「広島県指定試験機関」という。) の定めるところにより行うものとする。



〔試験期日等の公告〕

第十四条の三 二級建築士試験又は木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に關して必要な事項は、知事があらかじめ広島県報で公告する。

(受験申込み)

第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験(広島県指定試験機関が二級建築士等試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次の各号のいずれかに掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び写真(申請前六月以内に、脱帽し正面から上半身を写した縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもの)を添え、これを知事に提出しなければならない。

一 法第十五条第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、同号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、当該科目を修めて修了したこと。)を証する証明書

二 知事が別に定める法第十五条第二号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

三 法第十五条第二号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 法第十五条第三号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

2 広島県指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項に規定する書類及び写真を添え、広島県指定試験機関の定めるところにより、これを広島県指定試験機関に提出しなければならない。

(合格公告及び通知)

第十六条 知事又は広島県指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 知事又は広島県指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(受験申込み)

第十五条 試験(広島県指定試験機関が法第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務(以下「試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第十五条第一号又は第二号に該当する者にあつては当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(当該科目を修めて学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了したこと)を証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)、同条第三号に該当する者にあつては同条第一号又は第二号のいずれかと同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

二 写真(申請前六月以内に、脱帽し正面から上半身を写した縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもの。)

2 広島県指定試験機関が実施する試験を受けようとする者は、広島県指定試験機関の定めるところにより、受験の申込みを行わなければならない。

第十六条 削除

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第十七条 (略)

一四 (略)

五 その他参考となる事項

第二節 広島県指定試験機関

第十八条 (指定の申請) (略)

一 (略)

二 二級建築士等試験事務を行うとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 (略)

一六 (略)

七 二級建築士等試験事務を行うとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 (略)

九 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 十二 (略)

(名称等の変更の届出)

第十九条 (略)

一 変更後の広島県指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

二・三 (略)

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第二十四条 広島県指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一六 (略)

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表

二 合格者が提出した第十五条第二項の受験申込書及び同条第一項各号に規定する書類

3 報告書等(第一項の報告書及び前項各号の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一・二 (略)

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第二十五条 広島県指定試験機関は、法第十五

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第十七条 (略)

一四 (略)

五 その他参考事項

(指定の申請) (略)

一 (略)

二 試験事務を行うとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日

2 (略)

一六 (略)

七 試験事務を行うとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 (略)

九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 十二 (略)

(名称等の変更の届出)

第十九条 (略)

一 変更後の広島県指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地

二・三 (略)

(試験事務の実施結果の報告)

第二十四条 広島県指定試験機関は、試験事務を実施した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一六 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表

二 合格者が提出した第十五条第二項の受験申込書及び同条第一項各号に規定する書類

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一・二 (略)

(試験事務の休廃止の許可)

第二十五条 広島県指定試験機関は、法第十五

条の六第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲

二・三 (略)

条の六第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二・三 (略)

〔試験期日等の公告〕

第二十七条 第十四条から第十七条第一項までの規定に定めるものの外、試験期日、試験場所その他試験の施行に関して必要な事項は、別に定めてあらかじめ広島県報で公告する。

〔合格公告及び通知〕

第二十八条 知事又は広島県指定試験機関は、試験に合格した者の氏名を公告し、本人にその旨を通知する。

2 知事又は広島県指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

〔建築士事務所登録簿等の閲覧〕

第二十九条 知事は、法第二十三条の九の規定により同条各号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

〔規定の適用〕

第三十条 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者が同項の規定により同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「書類」とあるのは「書類（法第二十三条の三第一項に規定する登録簿及び法第二十六条の三第一項に規定する国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

（表）

[記入注意]

- 1 不用の文字は消し、数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。
- 2 「旧姓」の欄又は「通称」の欄は、免許証に旧姓又は通称（住民票に記載されている通称に限る。）を併記することを希望する場合に限り、記載してください。

（手数料欄）

二級 木造 建築士免許申請書					
私は、二級 建築士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 木造					
私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日					
広島県知事 様				氏名.....印 (自署)	
ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日		写 真  1 縦4.5cm, 横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して のりで貼り付けてくだ さい。 2 貼付した写真は免許証 に転写されます。	
本籍地の 都道府県名	性別	男□ 女□			
現住所	〒  電話				
ふりがな 旧姓	ふりがな 通称				
試 験	二級 建築士試験に合格した年 年 木造				
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号 (受験番号)		
登録申請区分	1 建築士法第4条第4項 □ (試験合格 + 右の経歴等)	(1) 学歴のみ □	(3) 実務経験のみ □		
	2 建築士法第4条第5項 □ (外国の建築士免許)	(2) 学歴 + 実務経験 □	(4) その他 □ ( )		
学歴、 実務経験、 外国免許等 の概要	「登録申請区分」が1(1) 又は(2)の場合に記入	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 課 程 等	入 学 ・ 卒 業 ( 修 了 ) 年 月 年 月 入 学 年 月 卒 業 ( 修 了 )	
				年 月 入 学 年 月 卒 業 ( 修 了 )	
	「登録申請区分」が1(2) 又は(3)の場合に記入	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計			年 月
		資 格 の 名 称	登 録 番 号	登 録 年 月 日 年 月 日	
	「登録申請区分」が1(4) の場合に記入	※			
		免 許 の 名 称	免 許 者 名	免 許 年 月 日 年 月 日	
「登録申請区分」が2の 場合に記入	※				

(裏)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで			
	5 精神の機能の障害により 二級建築士 木造建築士 の業務を適正に行うに当たって 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
※		※登録機関記載欄			
※登録番号		※ 登 録 年 月 日	年 月 日	※受付番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

実務経歴書

[記入注意]

この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、 二級 木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者が この実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、次の事項が真実で、かつ正確であることを誓います。			
年 月 日 広島県知事 様		氏名 _____ （ 自 署 ）	
勤務先等			
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）	
		在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）
年月～年月	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
※		※登録機関記載欄	

注 1 不用の文字は、消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

実務経歴証明書

年 月 日

広島県知事 様

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した **二級木造** 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

- 注
- 不用の文字は、消すこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号の3 (第6条関係)

二級  
木造 建築士登録事項変更届出書

私は、次のとおり登録事項に変更がありましたので、届け出  
ます。

(略)

注 (略)

改正前

様式第2号の3 (第6条関係)

二級  
木造 建築士登録事項変更届出書

私は、次のとおり登録事項に変更がありましたので、戸籍謄  
本又は戸籍抄本を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則第二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第十四条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。